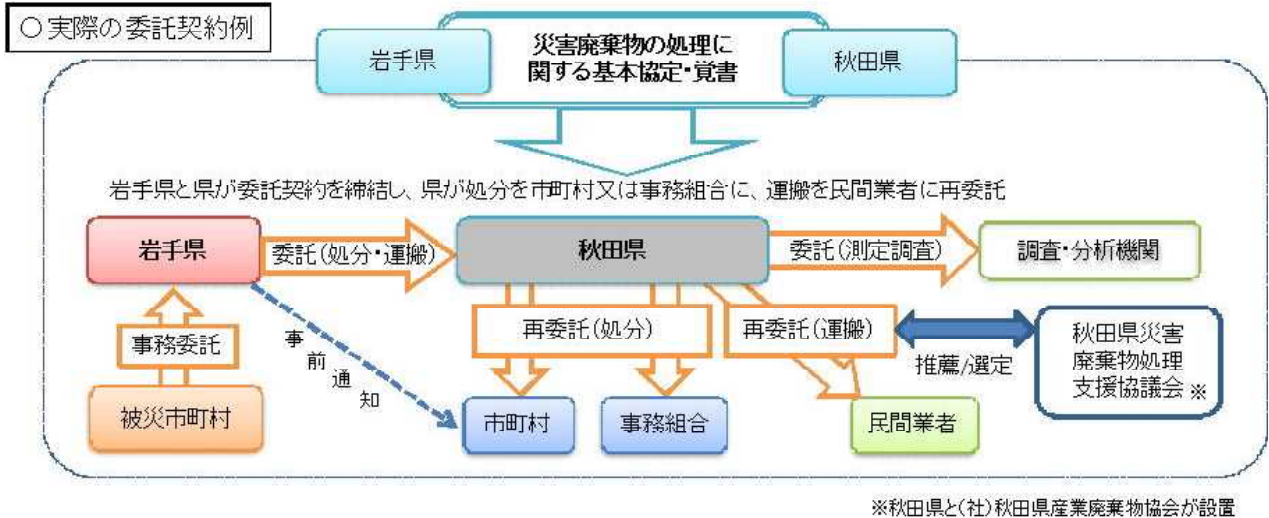


Q13 災害廃棄物を受け入れる際の手続き等はどうなっているの？

A13

- 災害廃棄物の広域処理については、基本的に、被災自治体と受入自治体との間で処理業務の委託契約を締結して行いますが、被害が甚大であった市町村では、そうした事務手続き等を行うこと自体が困難なところも少なくありません。
- このため、岩手県内の多くの被災市町村では、地方自治法の規定（※）に基づき、岩手県へ広域処理に係る事務の委託を行って対処しています。
- 本県は、こうした状況を踏まえ、被災市町村から事務の委託を受けた岩手県との間で広域処理に関する基本協定と覚書を交わし、安全確保のための枠組みや受け入れる廃棄物の種類や量、処理期間を定めた上、委託契約を結んで処理を行っています。
- なお、受入要請のあった災害廃棄物のうち不燃物については、現在、県（秋田県環境保全センター）と仙北市の最終処分場で受け入れているほか、可燃物については、県内3市2一部事務組合の一般廃棄物処理施設で受け入れ、平成25年7月末までに処理を終了しました。

◎ 広域処理の業務委託契約に関する基本的な流れ



(※) 地方自治法による事務の委託

地方自治法第252条の14において、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託することができるとされています。

災害廃棄物は基本的に一般廃棄物として扱われ、その処理は市町村の事務となりますが、東日本大震災で発生した廃棄物の量は膨大であり、当該被災地域内にある施設では処理しきれないことから、岩手県内の多くの被災市町村では、災害（一般）廃棄物の処理の事務を岩手県に委託しています。

【参考】

1 可燃物の処理実績

〔単位：トン〕

搬出元	宮古市	野田村				合計
受入側	大仙美郷	秋田市	由利本荘市	横手市	湯沢雄勝	
受入期間	H24.4.23 ~H25.7.31	H24.9.4 ~H25.3.19	H24.9.25 ~10.31	H24.9.11 ~H25.3.19	H24.9.11 ~H25.3.19	
1日当たりの受入量	10	70	6	5	6	97
処理量	2,610	5,932	165	586	709	10,002
		7,392				

2 不燃物の処理状況 (平成25年7月末現在)

〔単位：トン〕

搬出元	野田村		合計
受入側	仙北市	県環境保全センター	
受入期間	H24.12.3~H25.12月下旬	H25.4.22~H25.9月上旬	
1日処理量	25	150	175
処理量	1,964	9,200	11,164

※仙北市では平成25年1月~3月（冬期間）の受入れを休止

3 岩手県野田村の仮置場（十府ヶ浦）の状況

平成24（2012）年6月



平成25（2013）年6月

